

令和5年第11回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年11月9日(木)午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(6名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		4番	野村	斗士夫
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 3番 長崎 光男
5番 長谷川 貴子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(8名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫

後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 5 年第 1 1 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 6 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、6 番岩井秀喜委員、7 番朝倉友子委員をお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、北辺田字七嶋、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 2,014 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 3 人、申請事由は、譲渡人が遠方農地の処分、譲受人は経営規模の拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は水田で、譲受人は許可後も水稲を作付けする計画であり、問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2番（鈴木憲司）

申請された農地について、現地を確認したところ、申請地は耕耘されており、適正に管理されておりました。特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1についてご説明させていただきます。場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、押付字上、地目は登記簿が原野、現況は田、面積は201㎡他2筆で合計3,030㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したものです。

転用事由は太陽光発電施設パネル588枚を設置するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

また、市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地にも該当いたしません。結果として、小集団の生産性の低い第2種農地に該当すると判断します。第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者には説明をしてお

り、特段の異議はないとのこと

です。また、埋立ては行わず転圧をかけて整地し、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、隣接地との境にはフェンスを設置し、パネルの角度が10度と小さく、高さも2.2m程度と計画していることから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○7番（朝倉友子）

申請地は、給食センターの隣接地になります。現況は、稲を刈り取ったままの状態でした。

また、隣接農地への影響については、今、事務局からの説明のとおり問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齋藤さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（齋藤博之）
特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）
説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第2号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）
挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）
次に、議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）
それでは、6ページ 議案第3号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、8ページから10ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字上原、地目は登記簿・現況共に畑、面積は327㎡
他13筆で、合計5,928㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1,000円又は5,000円になります。期間は令和5年11月20日から令和15年11月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(異議なし)

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号2までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、11ページ 議案第4号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明させていただきます。

整理番号1から整理番号3までの農地については、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

令和4年度までは、今まで耕作していた借受人と転貸人である「千葉県園芸協会」が解約手続きをした後に、改めて賃貸借権の設定を行いました。令和5年度からは、手続きの変更により解約手続きは不要となりました。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃貸借権の設定を行うものです。

場所につきましては、13ページから15ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字上新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他1筆で、合計6,000㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,867㎡他1筆で、合計5,831㎡です。

最後に整理番号3 農地の所在が押付字上、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,391㎡他1筆で、合計1,589㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵相当額又は1.5俵若しくは1俵相当額に

なります。期間は令和5年11月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

この3件の借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第4号 整理番号1から整理番号3までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号 整理番号1から整理番号3までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、16ページ、報告第1号 整理番号1から整理番号2までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、18ページから20ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字上新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,910㎡他2筆で、合計5,366㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が須賀字長田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,814㎡他13筆で、合計25,678㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第11回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時20分閉会